

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（経済産業省）

制 度 名	特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の縮減	
税目（条文番号）	所得税（ローン型） （租税特別措置法第 41 条の 3 の 2、租税特別措置法施行令第 26 条の 4、租税特別措置法施行規則第 18 条の 23 の 2）	
見 直 し の 内 容	省エネ改修に係る特例措置の工事費要件を見直し、30 万円超から 50 万円超とする。	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+4 百万円 （ — ）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	既存の住宅ストックについて適切なリフォームが行われることにより、リフォーム市場規模の拡大を通じた経済の活性化を図るとともに、既存住宅の省エネルギー化の改修を促進し、住宅ストックの品質・性能を高めていく必要がある。そのため、より投資規模が大きく、住宅ストックの品質・性能向上に資するリフォームに支援対象を重点化することとする。	